

○岡崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則

平成25年 2月12日

規則第 7号

改正 平成27年 3月27日規則第22号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 3条)

平成28年 3月31日規則第32号

(岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則等の一部を改正する規則第 3条)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岡崎市養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム並びに軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第56号。以下「条例」という。)第34条の規定に基づき、軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(職員の配置の基準)

第 3 条 条例第29条第 1 項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに 1 以上

(3) 介護職員

ア 一般入所者(入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号)第86条第 1 項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。第 5 項において同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号)第79条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。第 5 項において同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号)第39条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。第5項において同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下この号及び次項において同じ。)の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法(当該軽費老人ホームにおいて、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下この号において同じ。)で、1以上

イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上

ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数

(4) 栄養士 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に設置する場合又は休止後に再開する場合にあっては、推定数によるものとする。

3 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 第1項第2号の生活相談員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。

6 第1項第3号の介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営が見込まれる場合であって、入所者に対するサービスの提供に支障がないときは、あらかじめ入所者の全員の同意を得て、当該介護職員のうち1人を置かないことができる。

8 第5項及び第7項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれ

か1人を置かなければならない。

9 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない。

10 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

11 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この項において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。)は、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められる場合にあっては、同号の調理員その他の職員を置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 調理員又はその他の従業者

(2) 診療所 その他の従業者

12 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務(宿直勤務を除く。)を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第4条 軽費老人ホームの施設長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。次項及び第25条第2項において「法」という。)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第5条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りで

ない。

(設備の基準)

第6条 条例第30条第2項に規定する規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する木造かつ平屋建ての建物であることとする。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練の実施、配置人員の増員等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

2 条例第30条第5項に定めるもののほか、同条第4項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階に設けないこと。

イ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じ、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を備えること。

(3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 条例第30条第6項に規定する区画における設備の基準は、同項に定めるもののほか、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室 次に定めるとおりとすること。

ア 地階に設けないこと。

イ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 共同生活室 次に定めるとおりとすること。

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

4 前3項に定めるもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次に定めるところによ

る。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあっては、エレベーターを設けること。

(設備の専用)

第7条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(施設長の責務)

第8条 軽費老人ホームの施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 軽費老人ホームの施設長は、職員に条例第31条及び第32条並びに条例第33条において準用する条例第9条及び第10条並びに次条から第29条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。

(生活相談員の責務)

第9条 生活相談員は、入所者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等(介護保険法(平成9年法律第123号)第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下この号及び第18条において同じ。)の利用に際し、居宅サービス計画(同法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。第12条第3項において同じ。)又は介護予防サービス計画(同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)の作成等に資するため、居宅介護支援事業(同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。第12条第3項において同じ。)又は介護予防支援事業(同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。)を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 条例第33条において準用する条例第10条第2項の苦情の内容等を記録すること。

(3) 第27条第2項の事故の状況及び処置について記録すること。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあっては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第10条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第11条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第13条第1項及び第23条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 入所定員

(4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) 前各号に掲げるもののほか、施設の運営に関する重要事項

(入退所)

第12条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、当該入所予定者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、当該入所者及びその家族の希望を十分に勘案し、当該入所者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画又は施設サービス計画(介護保険法第8条第26項に規定する施設サービス計画をいう。)の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者(同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。)又は介護保険施設(同条第25項に規定する介護保険施設をいう。)に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入所申込者等に対する説明等)

第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。この場合において、入所者の権利を不当に制限するような契約解除の条件を定めてはならない。

2 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該入所申込者又はその家族の同意を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織(軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、あらかじめ、当該入所申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容並びに次項のファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて重要事項を送信し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあっては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

3 電磁的方法は、入所申込者又はその家族がそれらの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければ

ならない。

- 4 第2項後段に規定する同意を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項について電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び同項後段に規定する同意をした場合は、この限りでない。

(サービスの提供の記録)

第14条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第15条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用(入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。)
- (2) 生活費(食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限り、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。)
- (3) 居住に要する費用(前号の光熱水費及び次号の費用を除く。)
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該入所者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

(食事)

第16条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好<sup>し</sup>を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第17条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な



把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、要介護認定(介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。)の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、入所者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第18条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等(介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。)となった場合は、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第19条 軽費老人ホームは、入所者に対し、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者に対し、健康の保持について支援するよう努めなければならない。

(定員の遵守)

第20条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第21条 軽費老人ホームは、入所者の使用する食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第22条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院又は診療所をいう。)を定めなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該軽費老人ホームとの間で、入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている診療所をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第23条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(広告)

第24条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようしなければならない。

(苦情への対応)

第25条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、市から求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

2 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第26条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民等との連携及び協力等により、地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、市が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第27条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法その他の必要な事項が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又は事故に至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、かつ、当該事実の分析をした改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催すること。

(4) 職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的実施すること。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市、入所者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(非常災害対策)

第28条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害に備え、災害時における飲料水、食料その他必要な物資を備蓄するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第29条 軽費老人ホームは、職員、設備及び会計に関する記録を整備しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、

その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
  - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - (3) 条例第32条第4項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - (4) 条例第33条において準用する条例第10条第2項に規定する苦情の内容等の記録
  - (5) 第27条第2項の事故の状況及び処置についての記録
- (委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、当該事務を所管する部長が定める。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 第29条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に完結した記録について適用し、同日前に完結した記録の保存期間については、なお従前の例による。

#### 附 則(平成27年3月27日規則第22号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成28年3月31日規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。